

工事監理業務委託契約書

1 業務の名称

2 業務の場所

3 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで（ 日間）

4 業務委託料 金 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の税額 金 円

5 支払条件

上記の業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者 住所

氏名

印

受託者 住所

氏名

印

(総則)

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、設計図書記載の甲の発注に係る建築物、構造物その他の工事（以下「工事目的物」という。）を適正に完成させるための監理業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）中、信義に従って誠実に履行するものとし、甲はその委託料を支払うものとする。

3 甲は、工事目的物を適正に完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この契約若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、工事目的物を適正に完成させるために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、乙は、甲の承諾なく、業務の履行上使用する工事目的物に係る設計図書、図面及び業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。また、工事目的物の請負者（以下「丙」という。）に対する指示、請求、通知、申出、承諾、質問、回答についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等（丙に対する指示等を含む。）を口頭で行うことができる。この場合において、既に行った指示等を書面に記載し、10日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約の他の条項に規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容

を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の履行上使用する工事目的物に係る設計図書、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第4条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(監督職員)

第5条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督者に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 工事目的物を適正に完成させるための乙又は乙の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この契約及び設計図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する乙又は乙の管理技術者との協議

(4) 設計図書の記載内容と業務の履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

(5) 乙と丙との調整

3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第1項の規定により、甲が監督職員を置いたときは、この契約に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第6条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更するときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並び

にこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第7条 甲は、管理技術者又は乙の使用人若しくは第4条第2項の規定により、乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき、著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督職員がその職務の執行につき、著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第8条 乙は、設計図書に定めるところにより、工事目的物の進捗状況、その他工事関係者の施工状況その他必要な事項を甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第9条 甲が乙に貸与し、又は支給する工事目的物に係る設計図書、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)は、引渡しの日から7日以内に、乙は甲に借用書又は受領書を提出しなければならない。

- 2 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、工事目的物に係る設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と現場が一致しない場合の措置等)

第10条 乙は、次の各号の一に該当する事実を発見し、又は丙その他工事関係者から次の各号の一に該当する旨の申し出を受けたときは、直ちにその旨を甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 工事目的物に係る設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (2) 工事目的物に係る設計図書が工事現場又は施工方法と適合しないこと。

(3) 工事目的物に係る工事の施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の施工条件が相違すること。

- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。この場合において、乙は、甲の調査に協力しなければならない。
- 3 甲は、乙及び丙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙及び丙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙及び丙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、工事目的物に係る設計図書の変更又は訂正を行わなければならないものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 5 第3項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、乙が工事目的物の設計業務を受託した者であり、かつ、第1項各号に掲げる事実の発生が乙の責に帰すべき事由によるときは、前項の規定にかかわらず、乙は、甲の指示に従い当該設計図書を無償で修補しなければならない。

(業務の中止)

第11条 工事目的物に係る工事の施工が中止されたときは、甲は、当該事実を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。ただし、業務の一時中止が乙の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(履行期間の変更方法)

第12条 甲は、必要により工事目的物に係る工事の工期を変更するときは、あらかじめ乙に通知のうえ、当該変更に応じ履行期間を変更することができる。

(委託料の変更方法等)

第13条 第10条から前条まで、又は第22条の規定により委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しな

い場合には、乙は、協議開始の日を、甲に通知することができる。

(臨機の措置)

第14条 乙は、工事目的物に係る工事の災害防止等のため必要があると認めるときは、丙に対して臨機の措置をとることを請求しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項の規定により臨機の措置を請求し、又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該請求又は措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 業務を行うにつき丙又は第三者に及ぼした損害について、丙又は当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき丙又は第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(完了の通知)

第16条 乙は、工事目的物が甲又は甲が検査を行う者として定めた職員の検査により完了したことを確認したときは、業務の完了を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の完了の通知を受けたときは、その日から10日以内に完了の確認をしなければならない。

(委託料の支払)

第17条 乙は、前条第2項の規定により確認を受けたときは、甲の定める手続きに従い委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(前金払)

第18条 契約書に前金払が有る旨の記載があるときは、乙は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その

保証証書を甲に寄託して、入札（見積）前に明らかにした前払金の業務委託料に対する割合で計算した額以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 乙は、委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料に第1項の規定による割合で計算した額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、乙は、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第19条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する場合のほか、委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

（前払金の使用等）

第20条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（第三者による代理受領）

第21条 乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第18条第2項の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する乙の義務中止)

第22条 乙は、甲が第18条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙の費用が増加し、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(工事目的物の瑕疵に対する乙の責任)

第23条 甲は、工事目的物の完成後において、当該工事目的物に瑕疵があることが発見されたときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の原因を究明することを請求することができる。この場合において、乙が工事目的物の設計業務を受託した者であるときは、無償でこれに応じるものとし、乙が工事目的物の設計業務を受託した者でないときは、当該工事目的物に係る設計業務の受託者に協力しなければならないものとする。

2 前項において乙が負うべき責任は、第17条第1項の規定による完了届の提出をもって免れるものではない。

3 第1項の規定による瑕疵原因の究明の請求は、第17条第1項の規定による完了届の提出を受けた日から10年以内に行わなければならない。

4 甲は、丙から工事目的物の引渡しを受ける際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該瑕疵の原因の究明を請求することはできない。ただし、乙がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が当該工事目的物に係る設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったとき、又は乙が工事目的物の設計業務を受託した者であるときは、この限りでない。

6 工事目的物の瑕疵が乙の責に帰すべき事由に起因することが判明したときは、甲は、乙に損害賠償の請求を行うことができる。ただし、第17条第1項の規定による完了届の提出を受けた日から10年を超えたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第24条 甲の責に帰すべき事由により、第17条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(解除権の行使事由)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 業務の履行内容が適切でない認められるとき。

(3) 管理技術者を配置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5) 契約の締結又は履行につき、不正の行為があったとき。

(6) 第3項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、業務が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

3 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

(解除の効果)

第26条 前条の規定により契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 前条第1項の規定により契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相応する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前条第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第27条 第25条の規定により契約が解除された場合において、第18条の規定による前払金があったときは、乙は、第25条第1項の規定による解除にあつては当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法の率により計算した額の利息を付した額を、第25条第2項又は第3項の規定による解除にあつては当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 乙は、第25条の規定により契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、第25条の規定により契約が解除された場合において、工事目的物に係る作業現場に乙が所有又は管理する調査機械器具その他の物件（第4条第2項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去し、又は工事目的物に係る作業現場を原状に復し、若しくは取片付けなければならない。

4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下次項において「撤去費用等」という。）は、乙が負担する。

- 5 第3項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事目的物に係る作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事目的物に係る作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 6 第2項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第25条第1項によるときは、甲が定め、同条第2項又は第3項の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第28条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額につき、甲の指定する期間を経過した日から賠償金、損害金又は違約金の支払の日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、甲は、その追徴する額につき、支払の日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日における支払遅延防止法の率により計算した額の延滞金を乙から徴収する。

(補則)

第29条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

備考

この契約書は、契約の内容に応じて適宜補正して使用することができる。